

神戸市立図書館「子供等の読書推進ボランティア」受入要綱

平成 24 年 4 月 1 日

最終改正：令和 2 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 神戸市立図書館（以下「図書館」という。）は、子供及び高齢者を含む成人等地域の読書活動を推進するとともに、市民の生涯学習に資するため、読書推進ボランティア（以下「ボランティア」という。）の受入について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、ボランティアとは、自らの意思に基づき、自らの生涯学習活動の一環として、その知識・技能を無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第 3 条 ボランティアは、図書館員と緊密な連携のもとで、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各図書館における「おはなし会」等で、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、紙芝居、人形劇、ブックトークなどを行う。
- (2) 学校園、保育所等からの依頼に対して、図書館員と協力して、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークなどを行う。
- (3) ブックスタート関連事業において、図書館員と協力して、絵本の読み聞かせ、わらべうたや手遊び、保護者への絵本の紹介などを行う。
- (4) その他、中央図書館長が認めること。

(図書館の行う事務)

第 4 条 ボランティアの受入及び活動に関する日常的な事務は、活動場所となる図書館（以下「活動館」という。）が行い、統括的な事務は中央図書館が行う。

(登録等)

第 5 条 中央図書館長は、次の各号すべての要件を満たす団体（グループ）から、登録申込書を添えて登録の申請を受けた場合は、これをボランティアとして登録する。

- (1) 2 人以上の団体（グループ）であり、神戸市内に活動拠点や活動場所があること。
- (2) 団体（グループ）として一定のスキルを保持し、常に向上に努めていること。
- (3) 団体（グループ）構成員のうち少なくとも 1 人以上が、以下のいずれかの基準を満たしていること。

ア. 子供に対する活動を行う場合は、神戸市立図書館主催の「読み聞かせびと養成講座」応用コース（旧・ステップアップコース）修了生であること

イ. 図書館（他自治体も含む。）等での読み聞かせの経験が 2 年以上ある者

ウ. 図書館が、ア、イ、と同等のスキルや経験ありと認める者

2 活動を希望する者は、登録申込書（第 1 号様式）、活動者名簿（第 2 号様式）を中央図書館長に提出しなければならない。

- 3 図書館は、登録に際して、読書活動推進の目的や各活動内容について十分な説明を行うとともに、必要に応じて各活動の見学会等を実施しなければならない。
- 4 活動の期間は当該年度内とする。ただし、ボランティアが更新を希望する場合は、活動館が活動実績等を考慮のうえ、登録を更新することができる。
- 5 ボランティアは、年度途中や更新時において登録内容に変更が生じた場合は、登録内容変更届（第3号様式）、活動者変更届（第4号様式）を提出しなければならない。

（研修等）

第6条 図書館は、ボランティアに対し、活動開始後も研修の機会を設けなければならない。

（遵守事項）

第7条 ボランティアは、活動を行うにあたっては次の各号を遵守しなければならない。

- 2 ボランティアは、図書館の館内規則等を遵守し、職員と協力して活動しなければならない。
- 3 ボランティアは、活動開始後も、図書館が求める研修に参加しなければならない。
- 4 ボランティアは、活動において知り得た個人情報等及び業務上の秘密を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。
- 5 ボランティアは、活動中に、政治・宗教活動及び営利に関する活動を行ってはならない。
- 6 ボランティアは、活動中は、図書館が貸与する名札を着用するものとする。

（辞退及び登録の取消）

第8条 ボランティアは、団体（グループ）の都合により活動を辞退しようとするときは、図書館にその旨を申し出るものとする。

- 2 中央図書館長は、ボランティアが図書館の業務に支障のある行為を行ったとき、その他ボランティアとして不適当であると認められたときは、登録を取り消すことができる。

（ボランティア保険の加入）

第9条 図書館は、登録し活動するボランティアを対象に、ボランティア保険に加入し、その保険料は図書館が負担する。

（細目）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの受入及び活動に関し必要な事項は、中央図書館長が別に定める。